

広島県告示第百九十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の河川について、洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域、浸水した場合に想定される水深を示した図面等は、広島県土木建築局道路河川管理課、河川課及び各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 洪水浸水想定区域を指定する河川

河川の名称		河 川 の 区 間		担当建設事務所
二級河川沼田川水系椋梨川		左岸	三原市大和町上草井（大微橋）から三原市大和町和木（翔竜大橋）まで	広島県東部建設事務所三原支所
		右岸	三原市大和町上草井（大微橋）から三原市大和町和木（翔竜大橋）まで	
二級河川沼田川水系椋梨川		左岸	東広島市河内町中河内（奥条水位観測所）から沼田川合流点まで	広島県西部建設事務所東広島支所
		右岸	東広島市河内町中河内（奥条水位観測所）から沼田川合流点まで	

二 洪水浸水想定区域の指定年月日

平成二十九年三月二十七日